

岩手県告示第804号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸白浜（鶺住居）漁港海岸箱崎地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点16までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点16と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域
 - 基点1 北緯39度19分45秒35353、東経141度56分34秒18181
 - 基点2 北緯39度19分47秒34123、東経141度56分40秒12571
 - 基点3 北緯39度19分50秒75333、東経141度56分43秒16843
 - 基点4 北緯39度19分51秒65095、東経141度56分45秒85285
 - 基点5 北緯39度19分50秒58701、東経141度56分46秒47126
 - 基点6 北緯39度19分49秒77961、東経141度56分47秒29227
 - 基点7 北緯39度19分49秒22652、東経141度56分46秒78172
 - 基点8 北緯39度19分48秒70017、東経141度56分45秒38772
 - 基点9 北緯39度19分47秒65464、東経141度56分44秒53762
 - 基点10 北緯39度19分46秒50722、東経141度56分43秒47800
 - 基点11 北緯39度19分45秒47830、東経141度56分41秒94146
 - 基点12 北緯39度19分44秒19337、東経141度56分39秒46716
 - 基点13 北緯39度19分43秒77749、東経141度56分36秒37765
 - 基点14 北緯39度19分43秒25522、東経141度56分36秒13274
 - 基点15 北緯39度19分42秒70006、東経141度56分35秒21161
 - 基点16 北緯39度19分42秒85253、東経141度56分34秒77364

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。